

## 〔研究会報告〕

# 北海道の地域特性と高校教育の現状・課題

西村 修一

### 1. はじめに

今日、日本の高校教育は、少子高齢化への対応、教育を担う人材の育成、働き方改革など様々な課題を抱えている。本稿においては、北海道の広域分散の地域特性を踏まえた北海道の高校教育の現状と課題について報告する。

### 2. 北海道の地理的特徴

北海道の面積は約83,457km<sup>2</sup>（このほかに北方領土5036.14km<sup>2</sup>あり。）であり、東北六県に群馬県、栃木県を加えた面積よりも大きい。道南の松前町から道東の根室市までは車で750km、道南の松前町から道北の稚内市まで車で680kmの距離がある。千葉商科大学から岡山市までよりも遠いことになる。

平成27年の国勢調査によると、北海道の人口は約538万人となっている。人口密度は1km<sup>2</sup>当たり約69人であり、これは東京都の約90分の1に相当する。

政令市である札幌市に限ってみると、面積は約1,121km<sup>2</sup>、人口は約195万人である。北海道全体の約1.3%の面積にすぎない札幌市に、北海道民の約36%が集中していることになる。

広大な大地の中に、小さな町が点在しているなど、北海道は、面積や人口について他の都府県とは大きく異なる特徴を有するとともに、基幹産業も地域によって様々である。このような特徴などを踏まえて、高等学校の再編整備が進められている。

### 3. 人事政策の現状・課題

広域な北海道において、高等学校の教員については全道一区で人事異動が行われている。高等学校を、地域の利便性などをもとにA、B、C、Dの四つの群に分類し、在職期間中に各群の学校を経験することが、人事異動実施要領に定められている。しかし、必ずしもこのとおりにはない。その結果、札幌圏の高校に勤務する教員の高齢化、地方の高校におけるベテラン教員の不足などの課題が生じている。

また、教頭、指導主事のなり手不足も深刻な課題となっている。この課題は北海道に限ったことではないが、北海道においては、教頭や指導主事に任用された際には、基本的に地方への異動となるとともに、2～3年程度のスパンで広域な北海道を異動することになるため、なり手不足に拍車がかかっている。

それを打開するために北海道教育委員会では、教頭試験については、対象者を指導実習助手等に拡大するとともに、主幹教諭、教諭については、筆記試験を免除することとした。しかし、指導実習助手等で教頭を志す人材はおらず、また、教頭試験を受験しない理由は筆記試験の実施にあるわけではないことから、課題の解決には至っていない。そのため、教頭未配置校が生じることを避けるため、定年退職を迎えた校長を教頭として再任用する

ことが行われている。指導主事試験については、筆記試験の廃止、通年での試験の実施、勤務地の希望への配慮をするようにした。しかし、指導主事試験を受験しない理由と試験制度の改善内容とがリンクしていないため、抜本的な課題の解決には至っていない。

#### 4. 教育環境の現状・課題

北海道においては、昭和63年度をピークに高校入学者数は減少している。平成元年度から12年度までは毎年度「公立高等学校適正配置計画」を策定し、平成13年度から平成19年度までは「公立高等学校配置の基本指針と見通し」を、平成20年度から令和2年度までは「新たな高校教育に関する指針」を策定して高校配置が行われてきた。「見通し」や「指針」においては、高等学校の適正規模を1学年4学級～8学級としたことから、学校数が減少した。しかし、広域分散の北海道の地理的特性などから、適正規模に満たない高校も存続しており、1学年3学級以下の高校が46.3%を占める（全日制課程における平成29年度第1学年の学級数）など、地方においては小規模の学校が数多くある。

規模の小さい高校においては、教員数が少なく、大学進学等の多様な進路希望に対応した教科・科目の開設が困難になっている。そのため、大学進学を目指す中学生が住み慣れた地域を離れ、都市部の高校へ進学してしまうことが課題となっている。

北海道教育委員会においては、こうした課題に対応するため、令和3年4月に、北海道高等学校遠隔授業配信センターを北海道有朋高等学校に開設した。令和3年度は、小規模な高校のうち27校に対して遠隔で授業を配信している。

また、平成20年度から実施している「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」を継続し、道立高校の募集停止に伴って遠距離通学等となる場合においては、通学費や下宿費（間借代を含む。）にかかる経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努めている。

#### 5. まとめ

人事政策上の課題については、地方勤務による単身赴任に伴う経済的な負担の軽減、家族と行き来しやすい職場環境の整備、教頭や指導主事のなり手不足については、その原因に即した改善策を講じなければ解決はしない。地方への異動や教頭試験等の受験などについて教員からの理解を得られるようにすることは、任命権者が責任をもって行うものである。教育環境の課題については、生徒減少期にあることから、教員数を大幅に増加させなくとも、学級の定員を減じて学校規模を維持することができる。「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」で1学級の定員は40人とすることが規定されているが、設置者の判断により学級の定員を減じることは認められている。高校教育の充実に対する教育委員会の本気度が試されていると考える。

#### 〔参考文献〕

- ・平成27年国勢調査 総務省
- ・高等学校政策全般の検証に基づく高等学校に関する総合的研究〈報告書〉（平成26年3月） 国立教育政策研究所

(2021.9.14 受稿, 2021.10.12 受理)